

安全保障理事会決議 1824

2008年7月18日、安全保障理事会第5937会合にて採択

安全保障理事会は、

2008年6月6日付ルワンダ国際刑事裁判所長からの書簡（A/62/896-S/2008/436）添付の、
2008年6月13日付事務総長発安保理議長宛て書簡を留意し、

1994年11月8日の決議955(1994)、1998年4月30日の決議1165(1998)、2000年11月30日の決議1329(2000)、2002年5月17日の決議1411(2002)、2002年8月14日の決議1431(2002)、2002年12月13日の決議1449(2002)を想起し、

とりわけ、2004年末までに捜査を完了するためにすべての可能な措置を取ること、2008年末までに第一審のすべての公判活動を完了すること、またすべての作業を2010年に完了することを安全保障理事会が裁判所に対して求めた、2003年8月28日の決議1503(2003)および2004年3月26日の決議1534(2004)を想起し、

2006年6月13日に安全保障理事会が決議1684(2006)において法廷の11名の常任裁判官の職務期間を2008年12月31日まで延長し、2006年10月13日に18名の臨時裁判官の職務期間を2008年12月31日まで延長するために、安全保障理事会が決議1717(2006)において決定したことを想起し、

裁判所において現在勤める2名の常任裁判官と1名の臨時裁判官が各自が担当している事件の終了をもって2008年に辞職する意思を示していること、またこの段階においては、彼らの補充の必要性が想定されていないことを留意し、

最も早期の日程で公判の作業の完了に向けて裁判所によってなされている進展を留意し、

2009年12月末以前までに第一審の段階で残されたすべての事件の完了に関して裁判所によって用意された計画に留意し、

関連する裁判官の職務期間の延長は公判手続きの効果を強化し、完了戦略の履行の確保に向けて貢献することへの期待を表明し、

国際連合憲章第7章に基づいて行動して、

1. 上訴裁判部の構成員である、裁判所の以下の常任裁判官の職務期間を、2010年12月31日まで、あるいは上訴裁判部での事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Mr. Mehmet Güney (トルコ)

—Ms. Andrésia Vaz (セネガル)

2. 第一審裁判部の構成員である、裁判所の以下の常任裁判官の職務期間を、2009年12月31日まで、あるいは割り当てられる事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Mr. Charles Michael Dennis Byron (セントキッツ・ネービス)

—Mr. Asoka de Silva (スリランカ)

—Mr. Sergei Aleckseevich Egorov (ロシア連邦)

—Ms. Khalida Rachid Khan (パキスタン)

—Mr. Erik Møse (ノルウェー)

—Ms. Arlete Ramaroson (マダガスカル)

—Mr. William Hussein Sekule (タンザニア共和国)

3. 裁判所で現在勤める、以下の臨時裁判官の職務期間を2009年12月31日まで、あるいは割り当てられた事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Ms. Florence Rita Arrey (カメルーン)

—Ms. Solomy Balungi Bossa (ウガンダ)

—Ms. Taghrid Hikmet (ヨルダン)

—Mr. Vagn Joensen (デンマーク)

—Mr. Gberdao Gustave Kam (ブルキナファソ)

—Mr. Lee Gacuiga Muthoga (ケニア)

—Mr. Seon Ki Park (大韓民国)

—Mr. Emile Francis Short (ガーナ)

4. 裁判所着任をまだ任命されていない、以下の臨時裁判官の職務期間を、2009年12月31日まで、あるいは彼らが割り当てられる可能性のある事件の完了が早期の場合にはその時期まで、延長することを決定する。

—Mr. Aydin Sefa Akay (トルコ)

- Ms. Karin Hökberg (スウェーデン)
- Ms. Flavia Lattanzi (イタリア)
- Mr. Kenneth Machin (大英帝国)
- Mr. Joseph Edward Chiondo Masanche (タンザニア共和国)
- Tan Sri Dato' Hj. Mohd. Azmi Dato' Hj. Kamaruddin (マレーシア)
- Mr. Mparany Mamy Richard Rajohnson (マダガスカル)
- Mr. Albertus Henricus Johannes Swart (オランダ)
- Ms. Aura E. Guerra de Villalaz (パナマ)

5. ルワンダ国際刑事裁判所規程第11条第1、2項を修正し、本決議の付属書類に規定されている条文の項と差し替えることを決定する。

6. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

付属書類

第11条：裁判部の構成

1. 裁判所は**最大**16名の独立した常任裁判官によって構成され、2名以上が同一国の国籍を有さないこと、および一度に最大9名の、独立した臨時裁判官が、本規程の、第12条の3、2項に従って任命され、2名以上が同一国の国籍を有さないこと。

2. **一度に最大**、3名の常任裁判官および6名の臨時裁判官が各第一審裁判部の構成員となる。臨時裁判官が任命される各第一審裁判部はそれぞれ、常任裁判官および臨時裁判官双方によって構成される3名の裁判官の班に分けられる。本規程のもとで、第一審裁判部の班は、第一審と同様の権限および責任を有し、同じ規則に従い判断を下す。